

生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第11条 略 (事務局)</p> <p>第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、生駒市企画財政部企画政策課及び生駒市生活環境部生活安全課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第13条～第18条 略</p> <p>附 則 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年7月28日から施行する。</p>	<p>第1条～第11条 略 (事務局)</p> <p>第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、生駒市企画財政部企画政策課及び生駒市<u>市民部</u>生活安全課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第13条～第18条 略</p> <p>附 則 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年7月28日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。</u></p>